

9月9日は「救急の日」

6日～12日は「救急医療週間」です

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に定められました。

上三川町は、小山市・下野市・野木町とともに、右図のような救急医療体制を整備しており、患者の容態等に応じて各医療機関が連携して24時間救急の受け入れができるようになっています。



三次救急

入院治療や手術を必要とする重症なとき

■自治医科大学附属病院救命救急センター

二次救急

入院治療を必要とするとき

■病院群輪番制病院(交代制)

新小山市市民病院 石橋総合病院

光南病院 小金井中央病院

自治医科大学附病院救命救急センター

■小児二次救急医療(交代制)

新小山市市民病院

自治医科大学附属病院救命救急センター

一次救急

比較的症状が軽いとき

■夜間休日急患診療所

■休日急患歯科診療所

■在宅当番医(1日2医療機関交代制)

杉村病院 小山整形外科内科 光南病院

石橋総合病院 小金井中央病院 野木病院

(当番医は町ホームページをご覧ください)

夜間・休日に具合が悪くなった時には

電話相談

経験豊富な看護師が、家庭での対処法や医療機関受診の目安をアドバイスします。救急医療を守るために、まずは電話相談を利用しましょう。

- とちまる救急安心電話相談・・・P6をご覧ください。

一次救急医療機関

事前に医療機関へ電話してから受診してください。

- 夜間休日急患診療所、休日急患歯科診療所・・・P28をご覧ください。
- 在宅当番医・・・当番医は町ホームページをご覧ください。



救急車を利用するときのおねがい

救急車は本当に必要なときだけ利用しましょう。

緊急性がない救急車の利用が多くなると、本当に救急車が必要な人へ速やかに救急車を出動させることができなくなります。

安心して救急利用を受診できる環境は、皆さん一人ひとりの意識と協力が不可欠です。

大切な命を救うため、救急医療を本当に必要とする人のために、適正な利用にご協力ください。

<こんなときはすぐに119番を!>

・意識がない ・息づかいが荒く、呼吸が困難 ・激痛(頭痛、胸痛、腹痛)がある ・出血が激しく止まらない

▶問い合わせ先=健康福祉課 成人健康係 ☎0285(56)9133

2024年

AM10:00~

9.14 土

参加無料

完全予約制

相続勉強会 開催!

参加者様の感想

遺言書の作成を痛感した



知らない事ばかりで勉強になりました

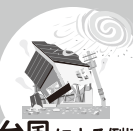
ぜひ知ってください! 大切なお話です!

※商業施設の方はご遠慮ください



空き家・空き地

管理・台風対策大丈夫ですか?



台風による倒壊



飛来災害



除草作業



空き家の管理

無料相談! 致します

秘密厳守! 致します

【ノールホーム】のグループ会社

とちぎ未来開発(株)

お問合せはこちら

☎028-612-5687

〒321-0925 宇都宮市東築瀬1-5-10-101



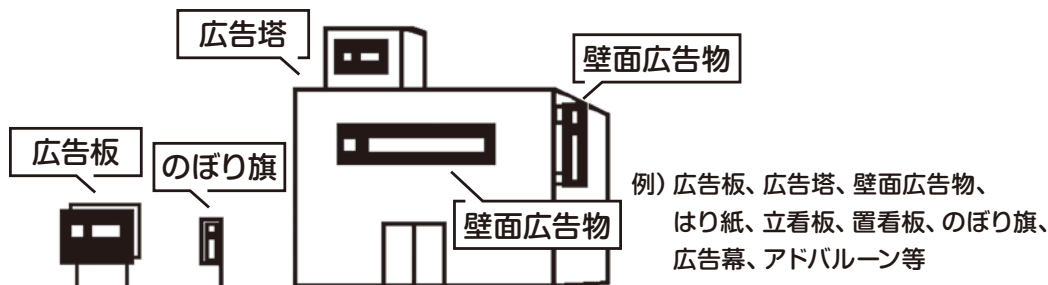
広告

毎年9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

屋外広告物の許可申請について

屋外広告物は、屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例に基づく規制を受けるので、掲出するときは、**原則許可が必要**です。(一部適用除外があります。)

◎屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。



※許可申請の窓口は町都市建設課ですが、車両又は船舶に表示される広告物については栃木県都市政策課となりますので、詳細は栃木県ホームページよりご確認ください。

県の条例には、掲出することを禁止する禁止地域や禁止物件と、許可を受けて掲出できる許可地域が定められています。

町内の許可地域は、①田園調和型地域 ②田園調和型沿線地域 ③市街地形成型地域の3つに区分されており、地域ごとに許可基準が異なります。また、屋外広告物の種類によって許可基準が異なります。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。期間満了前に更新の手続きをお願いします。

【提出書類】 ●屋外広告物更新許可申請書(正本・副本各1部) ●添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 ①屋外広告物安全点検報告書
 ②点検後に広告物又は掲出物件を撮影した現況写真(点検により異常が認められた場合は、補修後に当該箇所を撮影したもの)
 ③①を作成した者の資格を証する書類 ④その他(使用权を証する書面等、必要な場合に添付してください)

【手数料】 ●広告物の種類や表示面積により異なります。
 (申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。納付を確認後、許可証を発行いたします。)

※すでに広告物が除却されている場合は、速やかに除却届を提出してください。

詳しくは町ホームページをご覧ください。町都市建設課又は県都市政策課まで問い合わせください。

▶問い合わせ先＝都市建設課 都市計画係 栃木県 都市政策課
 ☎0285(56)9140
 ☎028(623)2463

日産EVは時代の真ん中へ。

NISSAN 栃木日産 上三川店 TEL 0285-56-7723

広告

相続対策【遺言・遺産承継】 認知症対策【後見・家族信託】
 無料・出張相談にも応じます。

司法書士
 ゆい総合法律事務所

河内郡上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 上三川 司法書士

広告